

被扶養者の資格確認調査 ご協力をお願い

2026年9月

被保険者・被扶養者の皆様へ

住友理工健康保険組合

健康保険被扶養者資格の確認調査(検認)について

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

当健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者の資格確認(継続認定)を実施しています。

皆様の書類提出のご負担軽減を目的とし、皆様よりご提供いただいたマイナンバーを基に情報連携を活用し、事前に令和7年中の所得証明書・住民票の情報を確認させていただきました。

マイナンバーを利用した情報連携にて、所得情報・同別居状況が確認できなかった方や追加書類が必要な方、また配偶者・子以外の続柄で生活状況確認が必要な方については該当の必要書類のご提出をお願いします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社 法研中部」に委託をしております。問い合わせや督促のため、委託先よりご連絡させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

また、疑問点等の各種お問い合わせに関しては、下記専用コールセンターまでお願いいたします。

調査対象者

2011年4月1日以前生まれの被扶養者で、情報連携による所得情報・同別居状況が確認できなかった方、所得情報・同別居状況から追加にて確認の必要があると判断した方、また配偶者・子以外の続柄で生活状況確認が必要な方
※但し、2026年4月1日以降に新たに被扶養者認定された方は対象外となります。

提出書類

- 「健康保険被扶養者資格調査書」(以下「調査書」)
- 該当する必要書類 ※P3・P4「必要書類について」参照

提出期限

2026年10月13日(火)必着

提出先

同封の返信用封筒で(株)法研中部へ郵送



注意事項

- 提出期限までに「調査書」及び必要書類が提出されない場合、扶養から外れる事となりますので、ご注意ください。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除手続きが必要となります。
- ご提出いただいた書類の返却はいたしません。
また、その発行等にかかる費用は被保険者様のご負担となりますことをご了承ください。
- ご提出いただいた書類は、被扶養者の資格確認調査及び給付業務に使用し、他の目的には使用いたしません。

お問い合わせ先

[住友理工健康保険組合資格調査専用コールセンター]

TEL: 0120-226-887 【無料通話】平日のみ 9:00~17:00

個人情報の取り扱いにつきましては、当健康保険組合ホームページの「個人情報保護について」をご確認ください。

<https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/policy>



記入例

住民票住所と居住地が
違う場合は、住所を記入

書類に不備等があった場合、ご連絡
することがあるため、必ず記入

【健康保険被扶養者資格調査書】

パターンB 父・母・その他

調査書が複数枚ある場合は、被保険者欄は1枚のみご記入ください。

網掛け部分の記入漏れにご注意ください。

被保険者 健康保険 記号・番号	123-4567	フリガナ 氏名	ケンボ 健保	タロウ 太郎	日中 連絡先	090-1234-5678
現在の 居住地	☒ 住民票と同じ ☐ 住民票と別 →					

▼現在の状況をご記入ください。

フリガナ 氏名	ケンボ 健保	ヨシコ よし子	生年 月日	昭和32年3月30日	年 齢	29	時分	8.41	続柄	母	認定 日	平成30年9月5日
現在の 居住地	☒ 住民票と同じ ☐ 住民票と別 →											
職業等	☒ 給与所得者(パート・アルバイト含む) ☒ 自営業 ☐ 無職 ☐ 学生 ☐ 生徒手帳(コピー)、学生証(すべての面のコピー)または在学証明書(コピー)と下記「必要書類」に印字されている書類を提出											
同居 別居	☒ 同居 ☐ 別居	配偶者	☒ 有 ☐ 無 → ☐ 未婚 ☐ 離別 ☐ 死別									
2026年 収入 見込額	収入の有無 ☒ 有 ☐ 無	2025年1月1日以降に退職・廃業した方 退職(廃業)年 月 日 令和 年 月 日										
必ず記入	143	全員の収入が100万円(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円)以上の場合、対象者の勤務先に 入った場合、チェックのうえ収入が確認できる書類を提出 ☒ 雇用保険 ☐ 傷病手当金 ☐ 出産手当金 ☐ その他()										

印字項目に訂正がある場合は赤字で記入

2026年4月1日時点の年齢

扶養削除手続きがすでに完了している等、
健保への連絡については、備考欄に記入

▼下記に印字されている必要書類をご提出ください。

チェック	必要書類	注意事項	取得先
☒	令和8年度所得証明書(原本)	令和8年度所得証明書は令和7年1月~12月分の収入が記載されます。ご提出ください。	市区町村役場
☒	収入見込証明	収入が100万円(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円)以上の場合、対象者の勤務先に、同封の「収入見込証明書」の記入を依頼してご提出ください。	勤務先
☒	令和7年分確定申告書(控)第一表・第二表(コピー)と収支内訳書(コピー)または青色申告決算書(コピー)	所得証明書に個人収入(営業・農業・不動産・雑等)がある場合、または新たに開業した場合は「案内書P3, 必要書類について③」をご確認のうえ必要書類をご提出ください。	税務署等
☒	世帯全員で続柄記載のある住民票(原本)	被保険者と同居している場合(単身赴任を含む)は、調査対象者の世帯全員で続柄記載のある住民票(原本)をご提出ください。	市区町村役場

被保険者が生活費を負担していることが確認できる書類とは

- 被保険者名義の賃貸契約書(コピー) + 通帳(コピー)
- 被保険者名義の住宅ローン返済予定表(コピー)
- 被保険者名義の公共料金領収書(電気・ガス・水道)(コピー)
- 別居の方は送金証拠書類(コピー)

被保険者が主に負担している生活費について、いずれか1部の提出が必要です。

配偶者・子
以外は記入
が必要です!

<生活状況確認>

調査対象者世帯についての質問事項
1カ月あたりの生活費をご記入ください。
被保険者が負担している生活費の項目にチェックのうえ、1カ月あたりの負担額をご記入ください。
調査対象者が負担している生活費の項目にチェックのうえ、1カ月あたりの負担額をご記入ください。
調査対象者と同居している家族と、その方が負担する1カ月あたりの生活費をご記入ください。 ※被保険者および調査対象者以外
調査対象者と別居している家族と、その方が生活費を援助している場合は1カ月当たりの援助額をご記入ください。 ※被保険者以外

チェック項目記入欄		
世帯全体で1カ月あたり 約 40 万円		
被保険者が主に負担している項目	被保険者の負担額	
☒ 家賃またはローン ☐ 通信費 ☒ 食費 ☐ 自動車関係(ローン・ガソリン等) ☒ 水道光熱費(電気・ガス・水道) ☐ その他()	1カ月あたり 約 25 万円	
調査対象者が主に負担している項目	調査対象者の負担額	
☐ 家賃またはローン ☒ 通信費 ☒ 食費 ☐ 自動車関係(ローン・ガソリン等) ☐ 水道光熱費(電気・ガス・水道) ☐ その他()	1カ月あたり 約 5 万円	
調査対象者と同居している家族	調査対象者との続柄	負担額
健保 忍	夫	3 万円
健保 花子	子の妻	5 万円
健保 浩介	孫	0 万円
		万円
		万円
調査対象者と別居している家族	調査対象者との続柄	援助額
健保 二郎	二男	2 万円
住田 亜子	長女	0 万円
		万円

負担している生活費の
項目に☒チェックを入れ、
負担額を記入

調査対象者と同居して
いる家族について記入

調査対象者と別居して
いる家族について記入

* 2026年9月1日現在の状況を
ご記入ください。

お問い合わせ先

住友理工健康保険組合資格調査専用コールセンター

【無料通話】平日のみ 9:00~17:00
TEL:0120-226-887



被扶養者資格の再確認調査の流れ

① 被扶養者の認定基準をご確認ください

詳細につきましては、当健康保険組合ホームページの「家族の異動について」でご確認ください。



◀ 家族の異動について

📄 https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/outline_index/family_a

② 「調査書」に必要事項をご記入ください

P2「記入例」

「調査書」の被保険者・対象者欄の記載内容(氏名、生年月日等)を確認し、必要事項をご記入ください。

印字項目に訂正がある場合は赤字で訂正してください。

③ 必要書類をご用意ください

P3・P4「必要書類について」

「調査書」に印字の必要書類をご用意ください。

④ 「調査書」と必要書類をご提出ください

同封の返信用封筒で(株)法研中部へ郵送してください。

※ ご提出いただいた書類の内容を確認後、別途追加で必要書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

⑤ 扶養認定基準を満たしていない方にはご連絡します

調査の結果、扶養認定基準を満たしていない方には、被扶養者の削除手続き等についてご案内します。

※ 扶養認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。



認定基準を満たしていない場合

調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除手続きが必要となります。

その際は、別途、被扶養者削除手続きについて連絡をさせていただきます。

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者削除手続きを行ってください。

こんなときは被扶養者削除手続きが必要です。

就職やパート・アルバイト等の勤務先の健康保険に加入したとき 	他の家族の被扶養者となるとき ●夫婦共同扶養 子どもを扶養し、被保険者より当健康保険組合に加入していない配偶者のほうが年間収入が多いとき ●優先扶養 配偶者・子ども以外の家族を扶養し、被保険者より当健康保険組合に加入していない家族のほうが年間収入が多いとき 	年間130万円以上を超える収入が見込まれるようになったとき (配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円以上 60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上) 	
自営業を始めたとき 	離婚・死亡したとき 	同居条件の被扶養者が別居したとき 	被扶養者が主たる生計維持をされなくなったとき 



よくある質問 Q&A

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

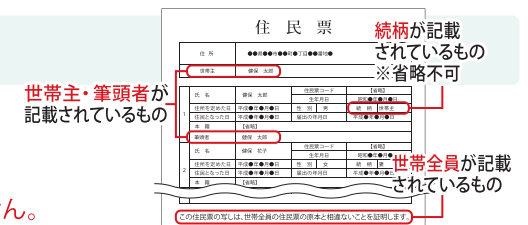
健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図ることを目的とするために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合に対して、年1回実施するよう指導されております。なお、証明書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第50条】● 保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる
【厚生労働省通知】● 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)…被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
● 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)…被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

当健康保険組合では「個人番号利用事務実施者」として、事務の範囲内でマイナンバー制度の情報連携を利用した事前調査を実施しています。

Q.2 世帯全員の住民票とは何ですか？

住民票には「個人票」と「世帯全員」の2つの種類があります。家族構成確認のために「世帯全員」の住民票の提出をお願いします。また、続柄を確認するため、必ず**続柄記載のあるもの**を取得してください。**なお、個人番号(マイナンバー)の記載がある証明書類はお取り扱いできません。**



Q.3 収入見込証明書を勤務先で証明してもらったところ、給与収入が130万円(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上または障がい者は180万円)を超えてしまうことが分かりました。その場合どうなりますか？

認定基準を満たさないことになります。調査書の備考欄に収入基準超過のため削除と記入し、調査書のみご提出ください。別途、削除の手続きが必要となりますので、ホームページをご確認のうえ、必要書類を事業所担当者へご提出ください。

▶ トップページ > 各種手続き > 家族の異動について 📄 <https://www.sumitomoriko-kenpo.or.jp/>

Q.4 対象者が事業を始めました、被扶養者としてこのまま加入できますか？

自営業を営む方は本来、他者からの収入に頼らず、経済的に自立した存在であり、自己の責任と権限のもとで収入を得ることを選択した方ですので、**原則としてご自身で健康保険に加入していただくことになります。**

Q.5 自営業の家族はどんな場合に被扶養者として認められますか？

下記の「**自営業でも被扶養者として認められる条件**」にあてはまるときは加入できる場合があります。

- ① 従業員を雇っていないこと
 - ② 営業収入－※直接的必要経費＝130万円未満(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上の方は180万円未満)
- ※ 営業収入(総収入)から差し引ける必要経費は、所得税法上で認められている経費とは異なります。確定申告における所得金額が、そのまま収入とみなされるわけではありませんのでご注意ください。経費については詳細に調査させていただきます。(※直接的必要経費についてはQ6をご参照ください。)

Q.6 自営業収入が130万円を超過しています。経費として認められる科目はなんですか？

認められる経費は直接的必要経費です。収入が130万円(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上の方は180万円)を超過している場合は当健康保険組合のホームページより「直接的必要経費申告書」をダウンロードし、**認定基準を満たしているかご確認ください。**認定基準を満たしている場合(収入から直接的必要経費をご自身で差し引いた金額が130万円未満(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上の方は180万円未満))は「直接的必要経費申告書」[原本]と直接的必要経費部分の「元帳」[コピー]と証憑書類[コピー](請求書、領収書、預金通帳の写し等)のご提出が必要です。**認定基準を満たしていない場合(収入から直接的必要経費をご自身で引いた金額が130万円以上(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円、60歳以上の方は180万円以上))は削除手続きをお願いします。**

Q.7 私は無職で収入がありません。所得証明書は無収入の場合でも提出するのですか？

無収入でもお住いの市区町村役場の窓口で「令和8年度所得証明書」(内容は令和7年1月～12月の収入が記載)を入手のうえ必ずご提出ください。2025年1月～12月の期間に収入がない方が所得証明書を入手する際は、ゼロ円申告にて「金額記載省略の無い証明書」を入手してください。なお、**市区町村によって「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」など名称が異なりますのでご注意ください。**

